正しく伸びよ青少年
子どもとの約束守る よい家庭

例話㈠反抗旅行

　A君は小学校三年生、夏休みにはいる少し前から、突然親に反抗しだし、学校でも乱暴な行為が多くなった。親も先生も単に反抗期ぐらいに思っていた。夏休みの終り頃、夕方になってもA君は帰宅しない。そのうち近所の駅からA君が新宿駅に保護されているという電話連絡を受けた。

　連れ帰る電車の中で次のような話をした。

(1)母ちゃんはうそつきだ。おれの誕生日の時、お祝いするから四時に帰ってこいといったくせに、おそく帰ってきた。

(2)「母ちゃんのうそつき」といったが、母ちゃんは笑っただけ。

(3)おれはその日友だちとわらび取りに行く約束してあったが、約束を破って帰ってきたのに……

反抗旅行の原因は

(1)友だちとの約束を破ったことで仲間はずれにされた。

(2)友だちとの約束を破ってまで母親との約束を守ろうとしたのに親が破った。

　この二点から親への不信をいだき、反抗をはじめ、仲間はずれにされたはらいせに乱暴をはじめた。でもいっこうに自己主張が満足のいく形で実現せず、結局みんなをあっといわせようと思い電車にのったというのである。

例話㈡こまったなあー

　B君は小学校五年生、B君が学校から帰ってくるとC君たちが野球していた。「ぼくも入れて」というと「何かくれるか」というので「飛行機のプラモデルをあげるよ」と約束した。B君は遊び終って家に帰り、約束のプラモデルを持ち出そうとしたらお母さんに見つかり「そんな約束だめよ」といって取りあげられてしまった。こまったなあー、C君に何といってあやまろうかなあー。

　以上の例話は、前者は子どもとの約束、後者は子ども同志の約束で、いずれもその約束が守られなかったことに原因し派生した事件であり、又子ども自体のなやみである。

　子どもが物心ついてから一番最初におぼえる社会性は約束である。子どもの約束には守られなかった理由など関係なく、唯守られなかったという点が重要なのである。親はもっと真剣に約束について考えてみる必要がある。

約束を守るということは、誠実で明るい子どもを育てる基礎である。

　不良化している子どもは、実にうそが上手である。それは親や教師の目をぬすみながら、それらの期待や願いとは逆なことをしようとする、不良行為の必要性から生まれてきたものだからである。一つのうそが又次のうそをつくという破目になる。このうその連続がやがてはうそを大きなものにし、人を裏切ることを何とも思わぬような良心の麻痺した人間になってしまう。うそのないしつけということは極めて大切なことといわねばならない。

うそのない子どもは、約束を守る家庭の中で育ちます。

　子どもは、両親や家族にむかって色々な注文を出して、その履行、約束をとりつけようとする。そこで親は、「泣く子と地頭には勝てない」というわけで、しかたなしに約束する。それが守られないと「大人はうそつき、約束を守らない」という印象を与えてしまう。この事が子どもにしみついて、やがて約束を守らず、うそつき、無責任な性格をつくりあげる結果になりかねない。

子どもとの約束は、政治家の公約でない。

　忙しいお父さん、お母さん方だから、いつも約束を実行できるとは思わない。そんな時は「でも、ひょっとしたら、だめになるかも知れないよ」ぐらいの巾のある約束をしたいものだ。そうすると子どもは納得するものである。守れない、その場だけの安易な約束はしないよう努めたいと思う。

　又、例話㈡のように、子ども同志の約束は危険や無理もあり、親として監督する必要があるが、約束の処置はできるだけ本人にやらせたいものである。親が一々子どもにかわってあやまっていたのでは、いつまでたっても約束を守れる子どもにならない。駄目なことは駄目と子どもをさとし、自分で友だちにその理由を説明させてほしいと思う。このようにしてはじめて可能と不可能の限界を知っていくものである。

　約束は友だち同志の信頼を築く最大の接着剤であり、親や大人との約束は、自分が認められたという意識を高め、自我の成長を助け、責任感を知っていく最短コースである。

天神山城跡の保存のためにと
〜大国岩太郎さん参万円寄贈〜

　天神山城主であった小国氏の末裔にあたる大国岩太郎氏（東京都三鷹市在住）から渡辺紀夫氏を通じ、天神山、松岳山城跡の保存並びに研究に感激され再度参万円の浄財の寄贈を受けた。

　大国氏は幾度か天神山を訪ずれているが、最近では昭和四十九年、木々の緑も益々その色を増す六月に訪ずれている。

　その折、つれづれに採集し庭に移植した苔、羊歯、つゆ草等三種の植物が年毎に生長繁茂し、庭に一段と趣を添えていると報じているが、氏はきっとそれ等の植物を通じ、標高二五〇メートルの天神山の地形を生かし、しかも人工を尽くして要害を構えた城跡の面影を朝な夕なに偲び、又、祖先城主小国氏の勢威と偉業に対し感を深くされているのではないかと思われる。

　この度の御寄贈に対しては、大国氏の御意志を尊重し、関係者と相はかり、今後一層城跡の保存と研究のために、これを有効に活用することになった。

▶天神山城跡で息子さんと（中央が大国岩太郎さん）

スポーツで 体をきたえよう
10月10日〜11日に
村民体育祭を開催

　村民のスポーツの実践活動を通じて、広く村民の身心の健全な発達と明るい豊かな生活の実現を目ざすと共にスポーツへの関心と、いつ、どこでも、だれでもが活動への参加を図ることで体協主催で体育祭を開催します。どうぞご近所お友達をお誘い合せのうえ多数参加下さるようお願い致します。

◎期日　十月十日、十一日
◎場所　中学校・村民体育館他
◎種目　野球、銃剣道、剣道、卓球、バレーボール、空手道

　尚、明細については回覧に出します。ご覧下さい。

進む村道の舗装
延長一、四五〇Mを発注

　昭和五十一年度舗装工事を次の八路線について発注いたしました。

　生活道路の改良整備は村の最重点施策として掲げ、窮迫する財政事情のなかにあっても積極的な予算措置を講じております。

　今後とも村では、未整備地域解消のため、年次計画により、これら住民の方々の期待に応えるべく全力を傾注する考えです。

〈舗装工事〉

南谷内槙野線（高畑地内）　延長　**三四〇M**
和納西中線（西中地内）　延長　**六〇M**
和納北野線（和納九、十一区地内）　延長**二八五M**
和納上川原線（和納九区地内）　延長　**四三四M**
保育所越中屋線（間瀬四区地内）　延長　**二二五M**
間瀬小学校海岸線延長（間瀬六区地内）　**二五M**
本村高屋線（間瀬七区）　延長　**四五M**
間瀬高屋駐車場（高屋駐車場内）　延長　**三六M**

和納上川原線，和納九区地内の舗装工事

戸籍シリーズ ⑧

【問】　離婚には当事者の話し合いによるものと、裁判によるものとがあると聞いていますがきかせてほしい。

【答】　離婚には、夫婦の協議によってする協議離婚と、裁判所の関与する裁判離婚とがあります。そしてこの裁判離婚は、さらに調停離婚、審判離婚、判決離婚等に分けられます。

　協議離婚は、文字どおり当事者の協議によるものであって、これは、当事者の離婚意思の合致を根本的な成立要件の一つとする離婚であります。そこで、かりに虚偽の協議離婚がなされても、もし届出の時に、当事者の一方に離婚の意思がなかったことが明らかにされると、その離婚は無効であったと考えられます。そしてその場合は戸籍に書かれている無効な離婚の記載については、家庭裁判所でこの離婚無効確認の審判又は戸籍訂正許可の審判を求めて離婚の記載のなかった状態にもどすことができるのです。

　次に、裁判離婚についてみますと、わが国では家事事件については「調停前置主義」がとられているので裁判離婚をしようとするときは、まず家庭裁判所に離婚の調停を申立てなければなりません。この段階で離婚をすることの合意が成立し、これを調停調書に記載するとその時点で調停離婚は成立します。ところが、調停が成立しないときとか家事審判官が調停に親しまないと判断することによって、事件を審判に付すことが認められております。そして、このような手続きを経て審判が確定すると、審判離婚が成立するのです。

　一方、家事事件が調停前置主義をとっていても必ずしも全部が全部調停手続がとれるとはかぎりません。なぜならば、調停とは当事者の話し合いということがその核心をなしているからです。なお離婚をしようとして当事者が話し合いのできない状態にあるとき……たとえば夫婦の一方が行方不明等の場合は、調停に付するまでもなく、地方裁判所に離婚の訴を提起することが認められております。この時は、民法の規定する離婚原因の存在することが必要であって、これが、一定の離婚原因が存在することを要求されない調停離婚とは異なるといえるでしょう。こうして訴を提起したのち、その訴が理由あるものと認められて離婚の判決がなされ、それが確定すると判決による離婚が成立することになるわけです。

「歯の治療」を受けられる方へ

　歯の治療を行うにあたって、前歯に一四カラットを超える金を使用したり、白金や特殊な材料などを使用したりする場合には、従来いわゆる差額徴収治療（その治療に要する料金から保険で給付される額を差し引いた額を患者さんが負担する治療を言います。）が認められていましたが、この制度は七月三十一日限りで廃止されました。しかし、通常必要とする治療は従来どおり保険で十分できることは、まったく変わりはありません。また、この治療により、物をかんだり、話しをしたりする歯の機能は十分回復されます。この場合、患者さんは次の額を負担するだけで済みます。

(イ)健康保険の本人の場合初診料二〇〇円
(ロ)健康保険の家族及び国民健康保険の場合治療費の三割

高額療養費の 一部負担額引上げ
8月1日から3万9千円に

　同じ月内に同じ病院や診療所に、ひとりの被保険者が診療を受けた場合の「高額療養費」の患者負担額が三万円から三万九千円に引き上げられ、八月一日から実施されることになりました。

　この「高額療養費」の支給申請は、被保険者の申請にもとづいて行なわれますので、該当される方は、「受領証」と印鑑を持参の上住民福祉課の国保係へ申請ください。

水道料金納入通知書の 見方について

　水道事業につきましてはいつも御協力をいただきありがとうございます。

　今年度より、水道料金の収納に関しては、電算事務を採用し、四月から実施してきました。

　ところが以前の納入通知書とちがい、使用水量等の数字の表示がわかりにくい点があり、多くの方々から照会をいただきましたので「水道料金納入通知書の見方」についてお知らせするとともに御了承をいただきたいと思います。

　不明な点につきましてはいつでも役場企業課へお問い合せ下さい。

＜記載例＞

(1)　51年4月分メーター検針による使用水量41m^3
(2)　4月分納入通知書の記載事項

使用者番号			使用水量	基本料	メーター使用料	超過料金	合計
			31 m^3	900円	50円	1,100円	2,050円

(3)　超過水量……41m^3－基本水量２ヶ月分20m^3＝21m^3
(4)　超過料金……21m^3÷２ヶ月分＝４月分
（11m^3×100円＝1,100円）
21m^3－11m^3＝５月分
（10m^3×100円＝1,000円）
(5)　メーター検針月は　遇数月（２ヶ月に１回検針）
(6)　奇数月の使用欄水量は超過水量のみ記載されている。